

京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託に係る受託候補者の選定を公募型プロポーザルで行うに当たり、応募者の提案の透明性、公平性、公正性を確保して審査するため、京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査委員会は、産業観光局中央卸売市場第二市場業務課長、同業務係長、同市場活性化係長をもって組織する。

- 2 委員長は、産業観光局中央卸売市場第二市場業務課長とする。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故等があるときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は、受託候補者の選定までとする。

(会議)

第3条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(審査委員会の業務)

第4条 審査委員会は、別に定める評価基準に従い、当該事業にふさわしい受託候補者を選定する。

(委員の責務)

第5条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保したうえで、公正、公平に審査を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏洩、公開してはならない。また、審査委員会に出席した委員以外の者も同様とする。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、中央卸売市場第二市場に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月9日から施行する。
- 2 この要綱は、受託候補者の選定に伴い、その効力を失う。